

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和8年4月9日

盛岡市議会議長
櫻 裕子 様

議員氏名

菊田 隆

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により令和7年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
支 出	調査研究費	173,923 円	行政視察
	研修費	78,535 円	市政調査会研修会参加費・拠出金 視察研修
	広報費	円	
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	円	
	人件費	円	
	事務所費	300,000 円	事務所家賃
	支出合計 ②	552,458 円	
差引残余 ①-②	47,542 円		

様式第5号

政務活動費出納簿

【令和7年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳								
				調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所 費
R8. 1. 23	事務所家賃 (1月分)		25,000									25,000
R8. 2. 25	事務所家賃 (2月分)		25,000									25,000
R8. 3. 25	事務所家賃 (3月分)		25,000									25,000
R8. 3. 16	市政調査会臨 時研修会参加 費		2,500		2,500							
	経費小計			173,923	78,535							300,000
	合計額	600,000	552,458	差引残余額						47,542		

様式第6号

政務活動費支出簿

使途項目	調査研究費 /
------	---------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 8. 12 /	17,000 円 /	全国市議会議長会研究フォーラム宿泊費(8/27) /	
R7. 8. 29 /	90,688 円 /	視察(7/1~7/4) 交通費・宿泊費 /	
R7. 10. 27 /	66,235 円 /	視察交通費・企画費(8/27~8/29) /	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	173,923 円 /		

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費 //	支出日	R7. 8. 12 //
------	----------	-----	--------------

支出証拠書類の額面金額	17,000 <small>〳</small> <small>〳</small>	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	17,000 <small>〳</small> <small>〳</small>	円

<p>【支払概要】</p> <p>全国市議会議長会研究フォーラムin札幌 宿泊費 (8/27) <small>〳</small> <small>〳</small></p>

<p>領収書等添付欄</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付 <small>〳</small></p>
--

の
り
し
ろ



領収証 RECEIPT

登録番号：T8010701012863

No. 2025-1133-01173

発行日：2025年9月5日

盛岡市議会 菊田 隆 様

下記の金額正に領収いたしました。

¥17,000*

株式会社JTB
北海道事業部
札幌市中央区北1条西6丁目1-2
アーバンネット札幌ビル8F 〒060-0001

2025年8月27日～2025年8月28日

但し 第20回全国市議会議長会研究フォーラムin札幌の宿泊費として

※軽減税率対象

取引日	品名	単価	利用数	金額	備考	消費税
1	宿泊費	¥17,000	1	¥17,000		10%
合計				¥17,000		
代金計				(税込)	うち消費税	
				¥17,000	¥1,545	
(10%対象)				¥17,000	¥1,545	

8月12日、銀行振込にて入金

出納責任者
取扱者

収入
印紙

領収個所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R7.8.29
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	90,688	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	90,688	円

【支払概要】

7/1~7/4 会派視察に係る交通費及び宿泊日の旅行会社支払い分

領収書等添付欄

別紙に添付

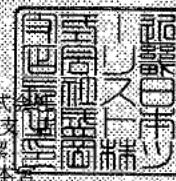
DZKACT607AY1QW7G02BZ
 RS-1137-20250829-0015-2507003
領収証
 近畿日本ツーリスト
 2025年08月29日

下記金額正に領収いたしました。

菊田 隆 様

金額： ¥90,688-

但し： 7/1~7/4 会派視察旅費として

近畿日本ツーリスト株式会社
 盛岡支店
 支店長：千葉 潔
 7-1-1イオンモール盛岡南2F
 TEL: 019-907-8505
 承認者: [Redacted] 発行者: [Redacted]

<お客様用>
 インボイス（資格請求書）の発行が必要な場合は、当社取扱い箇所までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

・ ・ ・ 盛友会 会派視察 行程表 (令和7年7月1日~4日) ・ ・ ・

【7月1日(火)】

盛岡 駅 (8:50) — (はやぶさ10号) — (11:04) 東京 駅
 東京 駅 (11:13) — (東京メトロ・丸の内線) — (11:22) 東京メトロ・後楽園駅
 東京メトロ・後楽園駅 (11:22) (徒歩) (11:40) 宿泊場所
 (※宿泊場所に荷物を預けた後、各自昼食をとり、b-lab集合)
 宿泊場所等 (13:00) — (公共交通機関等) — (13:30) 文京区青少年プラザ

●文京区 視察 (13:30~15:00)
 〒113-0034 東京都文京区湯島四丁目7-10 b-lab (文京区青少年プラザ)
 文京区議会事務局 様 電話: 03-5803-1312
 ・ビーラボ (b-lab: 文京区青少年プラザ) における取り組みについて
 ・不登校児童・生徒への支援とメタバースの活用について

文京区青少年プラザ (15:00) — (タクシー) — (15:30) 文京区役所

●文京区 視察 (15:30~16:30)
 〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16-21 文京シビックセンター23階南側
 文京区議会事務局 様 電話: 03-5803-1312
 ・議会制度について

文京区役所 (16:30) — (徒歩) — (16:45) 宿泊先

《宿泊場所》

リッチモンドホテル東京水道橋
 〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目33-9 電話: 03-5803-2155

【7月2日(水)】

宿泊場所 (9:15) — (徒歩) — (9:30) 東京メトロ・後楽園駅
 東京メトロ・後楽園駅 (9:36) — (東京メトロ・丸の内線) — (9:45) 東京 駅
 東京 駅 (10:03) — (ひかり507号) — (13:19) 西明石 駅
 (昼食・各自新幹線内)
 西明石 駅 (13:27) — (JR山陽本線【快速】) — (13:37) 加古川 駅
 加古川 駅 (13:40) — (加古川市議会様バス) — (14:00) 加古川市

●加古川市 視察 (14:00~16:00)
 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000 議場棟2階
 加古川市議会事務局 議事総務課 様 電話: 079-427-9303
 ・スマートシティ加古川の取り組みについて
 ・議会制度について

加古川市 (16:00) — (加古川市議会様バス) — (16:15) 宿泊場所

《宿泊場所》

加古川プラザホテル
 〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之800

【7月3日(木)】

宿泊場所 (9:30) — (徒歩) — (9:45) 加古川 駅
 加古川 駅 (9:58) — (JR山陽本線【新快速】) — (10:08) 姫路 駅
 姫路 駅 (10:09) — (JR山陽本線【普通】) — (10:28) 相生 駅
 相生 駅 (10:29) — (JR山陽本線【普通】) — (11:38) 岡山 駅
 (各自、岡山駅周辺で昼食)
 岡山 駅 (13:15) — (公共交通機関等) — (13:30) 岡山市役所

・ ・ ・ 盛友会 会派視察 行程表 (令和7年7月1日～4日) ・ ・ ・

●岡山市 視察 (13:30～15:00)
 〒700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目1-1
 岡山市議会議会局 政策調査課 様 電話: 086-803-1536
 ・在宅介護総合特区 (AAAシティおかやま) について

岡山市役所 (15:00) — (タクシー) — (15:15) 岡山 駅
 岡山 駅 (15:42) — (マリンライナー43号) — (16:36) 高松 駅
 高松 駅 (16:36) — (徒歩) — (17:00) 宿泊場所

《宿泊場所》

ダイワロイネットホテル高松
 〒760-0029 香川県高松市丸亀町8-23 電話: 087-811-7855

【7月4日 (金)】

宿泊場所 (9:30) — (徒歩) — (10:00) 高松市役所

●高松市 視察 (10:00～11:30)
 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8-15 本庁舎議会棟3階
 高松市議会事務局 総務調査課 様 電話: 087-839-2808
 ・特定用途制限地域の規制内容見直し (線引きの廃止) について

高松市役所 (11:30) — (公共交通機関等) — (12:00) 高松 空港
 (昼食・各自空港内)
 高松 空港 (13:35) — (JAL480便) — (14:50) 羽田 空港
 羽田 空港第2T (15:38) — (東京モノレール) — (15:57) 浜松 町 駅
 浜松 町 駅 (16:02) — (JR京浜東北・根岸線【普通】) — (16:09) 東京 駅
 東京 駅 (16:20) — (はやぶさ33号) — (18:33) 盛岡 駅

視 察 等 概 要 書

議員氏名 菊田 隆

会派名	盛友会
実 施 日	令和7年7月1日 (火)
参 加 者	村田芳三、竹田浩久、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、佐藤明彦、千葉順子、鈴木真吾、野田尚紀、山崎智樹 (以上16名)
視察先および調査項目	東京都文京区 文京区青少年プラザ ・不登校児童生徒への支援とメタバース活用について 東京都 文京区文京シビックセンター23階文京区議会事務局 ・文京区議会による議会運営の説明
視察の概要および所感	<p>【視察の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文京区B-LAB/文京区青少年プラザ 施設見学と説明 ・文京区議会議員との意見交換 <p>【所感】</p> <p>中・高生世代が自由に過ごし、主体的に活動できる施設がある事が羨ましく思えた。しかし、当市の広大な面積を考えると(文京区は11.29km²)施設数、管理とも多額の費用がかかり実現は難しいと感じた。</p>
【添付資料】	参加者により共同作成した報告書

盛友会 会派視察(令和7年7月1日(火)～4日(金))

日 時	令和7年7月1日(火)
場 所	東京都文京区 文京区青少年プラザ B-LAB 文京区文京シビックセンター23階南側 文京区議会事務局
視察項目	不登校児童、生徒への支援 議会制度について

視察内容	
【主な内容】	<p>【担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文京区青少年プラザ B-LAB ■■■氏 ・文京区議会義務局 ■■■氏 <p>○文京区では、中高生世代が自由に過ごし、主体的に活動できる「サードプレイス」として、青少年施設「b-lab」を整備している。施設は2015年に開設され、教育委員会が主体となり、NPO 法人カタリバと連携しながら運営している。施設整備の背景として、10年前に総合体育館跡地の空きスペースを活用し教育センターを整備する中で、議会からも「中高生のサードプレイスの必要性」が指摘され、具体化したものである。開設前の2014年には、利用者となる中高生を対象に「秘密基地の作り方ワークショップ」を実施し、子どもたち自身が「自分たちにとって都合の良い場所」を考えながら施設づくりに関わったことが大きな特徴である。</p> <p>・施設の特徴</p> <p>(1) 中高生主体の施設運営</p> <p>b-lab では、中高生の「やりたい」を尊重し、主体的な活動を支援する仕組みが整えられている。特に特徴的なのが「ユース館長制度」であり、中高生自身が施設運営に関わり、意見や要望を出しながら施設のあり方を決めている。現在、ユース館長は10名が活動しており、職員とともに施設づくりを進めている。</p> <p>(2) 自主企画の活発な実施</p> <p>中高生が自ら企画するイベントやプロジェクトが活発に行われている。</p> <p>年間自主企画：104件</p> <p>サークル数：9団体 サークルメンバー：約90人</p> <p>企画は学年を問わず参加でき、音楽イベントなどを通して他者を巻き込みながら実施されている。こうした活動を通じて、「自分の好きなことが誰かの喜びにつながる」という経験が生まれている点が重要である。</p> <p>(3) 年間利用状況</p> <p>年間延べ来館者数は33,146人に達しており、中高生の居場所として高い需要があることが示されている。この施設は単なる余暇施設ではなく、中高生の声を反映しながら「やりたいことを実現できる社会インフラ」として機能しているとの説明があった。</p> <p>運営体制と予算</p> <p>運営主体 文京区教育委員会 NPO 法人カタリバ (運営受託)</p>

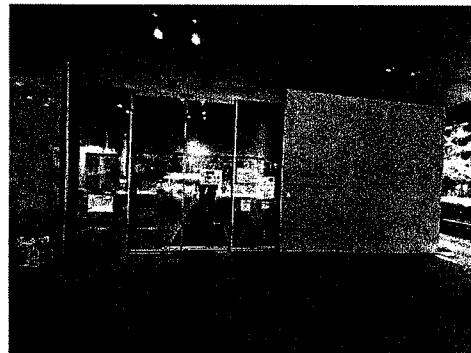
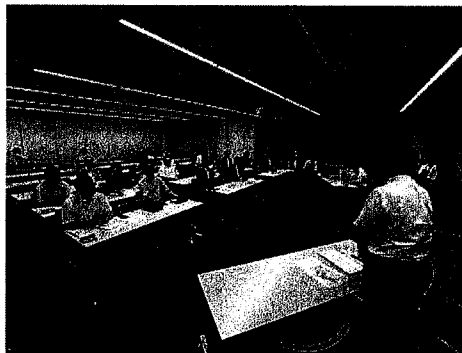
施設立ち上げの際、教育委員会とカタリバの担当者が理念を共有し、プロポーザルによりカタリバが運営を受託した。

・ 予算規模

年間予算は約 1,000 万円程度と説明があった。

・ 今後の展開

現在は主に区内中高生の居場所として活用されているが、今後は地域の枠を越えた探究活動など、より広い連携も検討されている。また、中高生の活動は施設内にとどまらず、社会や地域と接点を持つ形で広がる可能性があるとのことであった。



○ 文京区議会による議会運営の説明

文京区側からは、主に AI を活用したリアルタイム字幕システムと、決算審査特別委員会の運営について説明がありました。

リアルタイム字幕システムの導入

AI を活用した文字起こしシステムを導入しており、昨年度の本会議に続き、今年度からは全委員会で導入されています。これは「文京区手話言語条例」の制定を受けた取り組みで、インターネット中継の生配信映像にもこの字幕が表示されるようになっています。

・ 決算審査特別委員会の構成と日程

毎年 9 月の定例会初日に設置され、委員数は各会派の所属議員数に応じて割り当てられます（昨年度は 18 名）日程は合計 8 日間で、最初の 2 日間で会計管理者による概要説明と各会派による「総括質疑」を行い、その後、各款別の「内容審査」に移ります。

審査の方法と持ち時間

分科会には分けず、委員全員がすべての決算内容を審査するスタイルをとっています。委員には持ち時間が割り振られており、令和 6 年度は質問と答弁を合わせて 1 人 95 分（副委員長はその半分）と設定されています。

・ 視察の実施

予算執行の効果を確認するため、前年度に新設・改修された施設（公園や育成室など）を視察します。18人の委員を3班に分け、班ごとに2箇所を視察し、その結果を区の理事者に報告します。

・予算への連動

決算の評価を次年度の予算に直接連動させる具体的な仕組みはありませんが、各議員が過去の指摘事項などを踏まえて質疑を行うことで、実質的な連動を図っています。

・質問と回答

1. 決算審査における「視察」について

質問:決算審査の中で視察を行う効果や課題は何か。

回答:1年間に区が行った政策の成果（新しい学校、道路、再整備された公園など）を目に見える形で確認するために行っています。特に1人会派の議員にとっては、他会派の議員と一緒に視察することで、職員への質問や議論がしやすくなるというメリットもあります。

2. 委員会のスケジュール管理について

質問:常任委員会の議案審議と決算審査が重なる時期の運営はどうなっているのか。

回答:9月の決算時期は、通常の委員会を1日（午前・午後）に拡大し、通常の議案審査と決算審査をまとめて行います。必要であれば夜遅くまで審議が続くこともあります。

3. 新人議員へのサポート（議員の資質向上）について

質問:経験の浅い1期目の議員が、決算の評価や質疑を適切に行うためのアプローチはあるか。

回答:議会全体での勉強会はありませんが、各会派内で勉強会を実施しています。例えば自民党では、予算書・決算書をもとにベテラン議員が過去の経緯や専門知識（例：温泉の入湯税に関わる歴史など）を新人に共有し、担当を割り振って質疑に臨んでいます。

4. 通年議会と専決処分の関係について

質問:通年議会を導入することで、区長の専決処分は減ったのか。

回答:間違いなく減っています。通年議会では、定例会と定例会の間の月の25日に会議を開くスケジュールを組んでおり、タイムリーな報告や議決が可能のため、専決処分をさせない体制が整っています

5. 委員長報告の作成について

質問:決算審査の締めくくりとなる委員長報告は、誰がどのように作成しているのか

回答:6日間の内容審査で出された各会派の意見や要望をまとめ、委員長が作成します。実際には議会事務局が案を作成する部分も多いですが、委員長が内容を精査し、最終的に本会議で1時間ほどかけて報告を行います

6. 総括質疑の形式と重複への対応について

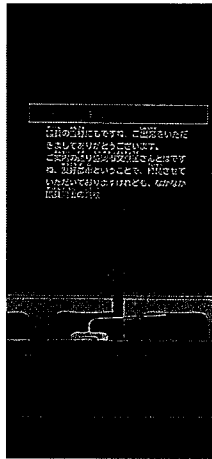
質問:総括質疑は事前に通告するのか、また会派間で質問が被った場合はどうするのか。

回答:質問内容は事前に理事者(区側)に渡しており、当日には答弁が用意されています。会派間の調整は行わないため、質問が被ってもそのまま行い、同じ答弁が繰り返されることもあります。

7. 請願・陳情の取り扱いについて

質問:請願者や陳情者が直接説明する機会はあるのか

回答:文京区では、提出者が直接説明する機会は設けていません。請願については「紹介議員」が説明の責任を持つべきという考え方で運営されており、陳情については全議員への配布にとどめ、委員会付託はしていません。



視 察 等 概 要 書

議員氏名 菊田 隆

会派名	盛友会
実 施 日	令和7年7月2日 (水)
参 加 者	村田芳三、竹田浩久、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、佐藤明彦、千葉順子、鈴木真吾、野田尚紀、山崎智樹 (以上16名)
視察先および調査項目	兵庫県加古川市 ・スマートシティ加古川の取り組みについて ・議会制度について
視察の概要および所感	<p>【視察の概要】</p> <p>① デジタル技術を用いた主な取組とスマートシティのきっかけ</p> <p>② Digidim</p> <p>③ 加古川市議会の予算決算概要</p> <p>【対応者】</p> <p>加古川市企画部デジタル改革推進課</p> <p>・スマートシティ推進担当副課長兼新しい働き方推進担当副課長 陰山大輔 氏</p> <p>・スマートシティ・DX推進係 [REDACTED] 氏</p> <p>【所感】</p> <p>刑法犯認知件数が多く、小学生が刺殺されたり、河川敷の女性殺害遺棄事件をきっかけに、スマートシティ構想のより強化に取り組まれており、大変参考になった。</p>
【添付資料】	参加者により共同作成した報告書

盛友会 会派視察(令和7年7月1日(火)~4日(金))

日 時	令和7年7月2日(水)
場 所	兵庫県加古川市
視察項目	スマートシティ加古川の取組について

視察内容	
【主な内容】	<p>●対応者 加古川市企画部デジタル改革推進課 ・スマートシティ推進担当副課長兼新しい働き方推進担当副課長 陰山大輔 氏 ・スマートシティ・DX推進係 XXXXXXXXXX 氏</p> <p>1 加古川市の概要</p> <p>加古川市(かこがわし)は、播磨灘に注ぐ兵庫県最大の一級河川「加古川」の下流に位置し、水の恵みを受けて発展してきた。古代から街道の宿場町として発展し、現在も京阪神などへのアクセスに優れている。</p> <p>市南部では市街地や商業地が賑わいを見せ、沿岸部には工業地帯が広がり、北部では四季折々の美しい自然が街を彩る。</p> <p>2 スマートシティ加古川の取組について</p> <p>①デジタル技術を用いた主な取り組みとスマートシティのきっかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りカメラ、見守りサービス ・Decidm[デシディム]の導入 ・オンライン申請などの窓口業務改革 ・地上デジタル放送波を用いた災害伝達手段 ・GIGAスクール(各教室ごとの光回線、地域BWA、オンライン英会話など) ・ワンコイン浸水センサを用いた防災対策 <p>刑法犯認知件数が多く、小学生が刺殺された事件・河川敷の女性殺害遺棄の事件をきっかけにし、必然的に導入の経緯に繋がった。市長自ら各地区のオープンミーティング開催時に必要性を直接市民に訴え。カメラにおいては効果検証も行なっている。</p> <p>②Decidm</p> <p>地域の未来について意見を出し合い、議論するためのオンラインツール バロセロナを参考にしたスマートシティ構想をもとにしているが、デジタル技術を導入することがゴールではなく、課題解決を目的としていく。 特産品における「靴下」も加古川東高等学校の生徒との協働でポスター制作や広告を制作、産業振興課と連携して現在も取り組んでいる。</p>

③議会制度について

常任委員会における予算・決算審査の流れや所要時間、質疑時間回数の制限有無、特別委員会を持たず常任委員会で調査研究を行うことや現状の課題について説明を受けた。

[質疑]

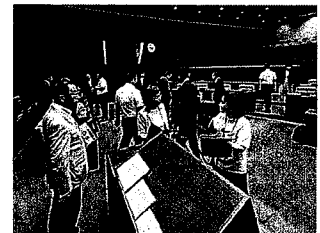
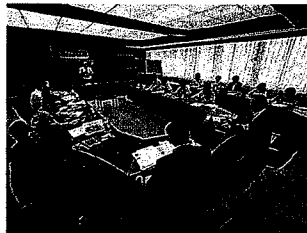
・Decidmを導入することにより、間に入る役割の議員は必要なくなるのではないかと
→他の視察先にも同様の質問を受けるが、議員とは他の役割であり住み分けを明確にできる。議員とは別の視点の意見集約となり、一つのツールでしかない。

・導入予算や展開は？

→国内初の導入ということで他都市よりも安く展開している。他都市での苦労している話を聞くが、周知・ターゲットは高校生、大学生といった若い人にまちづくりを考えていただくというポイント。オフラインのワークショップにて紹介を行っている。

・アイデアを募集するのはどういった部署が使用しているか？

→職員に対しての理解が現状の課題。総合計画、川まちづくり、駅前開発をテーマとして産業振興部が活用している。



視 察 等 概 要 書

議員氏名 菊田 隆

会派名	盛友会
実施日	令和7年7月3日(木)
参加者	村田芳三、竹田浩久、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、佐藤明彦、千葉順子、鈴木真吾、山崎智樹、野田尚紀(以上16名)
視察先および調査項目	岡山県岡山市 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(在宅介護総合特区)
視察の概要および所感	<p>【視察の概要】</p> <p>岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区 ～AAA(トリプルエー)シティ岡山の推進～</p> <p>【対応者】 岡山市保健福祉局保健福祉部 医療政策推進課医療福祉戦略室 室長 [] 氏 保健福祉局医療政策推進課医療福祉戦略室 [] 氏</p> <p>【所感】 在宅介護に特化した特区は全国的にも珍しく、日頃から厚労省との人事交流に力をいれてきた事など、盛岡市も見習うべき点が多くあると感じた。</p>
【添付資料】	参加者により共同作成した報告書

盛友会 会派視察(令和7年7月1日(火)～4日(金))

日 時	令和7年7月3日(木)
場 所	岡山県岡山市
視察項目	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(在宅介護総合特区)

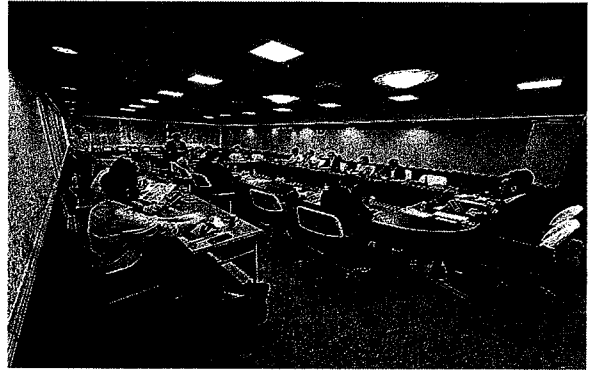
視察内容	
【主な内容】	<p>事業の概要</p> <p>平成25年2月から全国で唯一の在宅介護に焦点を当てた総合特区して実施。</p> <p>○平成25年2月指定 愛称「AAA(トリプルエー)シティ岡山」</p> <p>○コンセプト「高齢者、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築」</p> <p style="padding-left: 20px;">=自立支援に重点を置いたケアを推進し、高齢者の在宅生活維持を支援(在宅介護特区)</p> <p>【対応者】</p> <p>岡山市保健福祉局保健福祉部 医療政策推進課医療福祉戦略室 室長 XXXXXXXXXX氏</p> <p>保健福祉局医療政策推進課医療福祉戦略室 XXXXXXXXXX氏</p> <p>1 総合特区事業</p> <p>① 最先端介護機器貸与モデル事業</p> <p style="padding-left: 20px;">福祉用具貸与の対象になっていない介護機器を一割の自己負担で貸与。 貸与機器は全国公募で選定。各受託業者が効果検証、市はその結果を基に国に福祉用具貸与の種目追加等を要望(これまで16機器採用)</p> <p>② 訪問介護インセンティブ事業</p> <p style="padding-left: 20px;">市が事業所に無償で派遣する専門職が、訪問介護員と利用者宅に同行訪問して実際に利用者の状態像を確認し、訪問介護員に対して利用者の「状態維持・改善」に繋がる助言を行う。事業に取り組んだ事業者のうち、特に改善度の高い上位10事業所を市長から表彰状と奨励金(10万円)を交付。</p> <p>③ ケアマネインセンティブ事業</p> <p style="padding-left: 20px;">専門職と同行訪問し、市が設定した「評価指標」を一定程度達成することで、指定達成事業所となり、市から表彰状を授与。特に改善度の高い上位10事業所に奨励金(10万円)を交付。</p> <p>④ 高齢者活躍推進事業</p> <p style="padding-left: 20px;">要介護高齢者が、通所介護事業所の介護保険サービスを通して、地域を舞台とした就労的社会参加活動「ハタラク」を実施。</p> <p style="padding-left: 20px;">モデル事業者 11事業所 小売店敷地内の草抜き、町工場の内職、雑貨の政策・販売、スポーツ蔵俱の鏡拭き</p> <p>2 質疑・意見交換</p>

- ① 訪問介護の報酬改定について、岡山市の見解は？
デイの空き時間にヘルパーが兼務できるような改正を望む。国は、令和9年度改正を目指して検討中。
- ② 「ハタラク」の就労形態は？
謝礼ではなく、有償ボランティアの位置づけ。
- ③ 特区を受け入れる経緯
厚労省から出向者を受け入れ（厚労省との人事交流）
医療・介護の資源が多い。（通所介護事業所数：政令市2位）
地域包括ケアの先進地域
また、西日本の医療拠点都市としての役割もある。
- ④ 「ハタラク」の効果検証
大阪大、日本総研、岡山市と効果検証

3 まとめ

市民ニーズの高い、在宅介護に特化した特区は、全国を牽引する事業であり、モデル事業に留まらず、全国展開を早急に取り組んでほしいと思える事業であった。

また、厚生労働省との人事交流により、国の情報をいち早く収集し、密接に連携を図りながら事業展開を行っており、盛岡市としては、国との関係構築に加え、特区実施自治体と関係構築することも有益であると学んだ。



視察等概要書

議員氏名 菊田 隆

会派名	盛友会
実施日	令和7年7月4日(金) 9:30~11:00
参加者	村田芳三、菊田隆、天沼久純、竹田浩久、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、野田尚紀、千葉順子、山崎智樹、鈴木真吾、佐藤明彦 計 16名
視察先および調査項目	香川県高松市 高松市のまちづくり～多核連携型コンパクト・シティ～について
視察の概要および所感	<p>【概要】 高松市は、モータリゼーションの進展等に伴い、郊外部への人口移動が起こり、市街化調整区域を越えて都市計画区域外の地域において人口が増加してきた結果、市街化調整区域がドーナツ状に取り残されるといういびつな土地利用形態が形成された。今後の背景として、人口減少や大規模プロジェクトも予定されておらず、市街地の拡大の可能性も小さいと考えられるため、平成16年5月に香川県全域で線引きを廃止するに至っている。</p> <p>今回の視察では、線引き廃止による影響（メリット・デメリット）など、高松市として今後のどのようなまちづくりを目指すのか研修を行った。</p> <p>【所感】市街化調整区域の問題は、当議会でも度々取り上げられ、私も以前から携わってきた難しい課題である。香川県高松市の事例がそのまま当市に当てはまるか、と言えばそう簡単にはいかないのでは、と考えられる。</p>
【添付資料】	参加者により共同作成した報告書

盛友会会派視察(高松市)

日 時	令和7年7月4日(金) 9:30~11:00
場 所	高松市役所
視察項目	高松市のまちづくり～多核連携型コンパクト・シティ～
対応者	高松市都市整備局都市計画課 課長 正本 幸生 " 計画係 係長 XXXXXXXXXX

視察内容	
【視察内容】	<p>1 多核連携型コンパクト・シティのまちづくりについて</p> <p>(1) 線引き廃止の経緯と特定用途制限地域の規制内容見直しについて説明</p> <p>平成16年に線引きを廃止した主な理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市圏としての健全な発展の阻害 (市街化調整区域がドーナツ状に取り残される状況) ②人口減少の見通し ③大規模プロジェクトの収束 <p>が主な理由である。</p> <p>(2) 線引き廃止後のまちづくり</p> <p>高松市は「高く連携型コンパクトシティ」を目指し、17の集約拠点への緩やかな都市機能の集約と公共交通網の再構築を進めています。また、用途白地地域に特定用途制限地域を導入し、大型店舗や高層マンションなどの立地を規制している。</p> <p>令和2年には、郊外部のロードサイドに複数の店舗が立地する「レンタル型店舗」をコントロールするため、道路条件に応じた店舗規模の規制強化を行なった。同時に、開発許可基準の見直しも実施し、居住誘導区域以外の区域における宅地開発の抑制も図っている。</p> <p>(3) 線引き廃止の影響</p> <p>線引き廃止の影響として、地価の低下や宅地化の進行が見られる一方、人口の受け皿になっているという側面もある。</p> <p>都市計画の観点からは都市のコントロールが難しくなっているものの、地域経済や近隣都市との関係も踏まえた総合的な分析が必要との見解があった。</p> <p>(4) 質疑応答</p> <p>Q1 農業振興地域との関係、いわゆる農振法での農用地との関係は</p>

どのようにんっているのか。

A1 農地法の規制は線引き廃止後も変わらず、開発を行う場合は農業委員会との事前協議を経て農地転用の手続きを行う必要がある。

Q2 香川県が主導で線引き廃止をおこなったのか。

A2 平成 12 年度都市計画法の一部改正に伴い、阪出市が発起人となり働きかけを行い、機運が高まったことで。県の方で本構想検討委員会を立ち上げ、合わせて 6 回ぐらい検討委員会を重ねた経緯である。

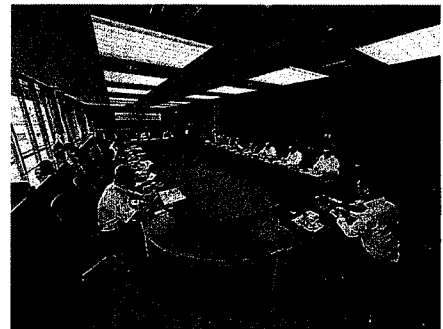
Q3 上下水道やガスなどのインフラ整備はどのようになっているのか。

A4 水道はほとんどの地域に整備はされているが、下水道は用途地域のみが整備区域であるため、それ以外は浄化槽となっている。

また、電気やガスは民間企業が必要なところに整備していく形となっている。

Q5 公共交通の再編については

A5 高松市ではバスの再編や新駅の設置、交通結節点の整備を進めている。郊外からのバスを交通結節点で乗り換えさせる形で公共交通の促進を図っており、バスがない地域にはデマンドバスやタクシーを活用した対策を講じている。 など



政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R7.10.27
------	-------	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	66,235	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	66,235	円

【支払概要】

8/27~8/29 会派視察に係る交通費及び宿泊費の旅行会社支払い分

【内訳】

- ・ 交通費 (飛行機、新幹線、鉄道) 47,557 円
- ・ 宿泊費 (8/28) 17,380 円
- ・ 手数料 1,298 円

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領収証

下記金額正に領収いたしました。

菊田 隆 様

金額: ¥66,235-

但し: 8/27~8/29 会派視察旅費として



200円



近畿日本ツーリスト株式会社
盛岡支店
支店長: 千葉 潔

〒020-0866 岩手県盛岡市本町7-1-1イオンモール盛岡南2F
TEL: 019-807-8505

承認者: [Redacted] 発行者: [Redacted]

※金額の訂正したものは無効となります。千円以上の金額の領部に通貨記号の表示をいたしております。

インボイス (適格請求書) の発行が必要な場合は、当社取扱い箇所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

盛友会 会派視察 日程表 (R7.8.27~29)

【8月27日 (水)】

盛岡 駅 (7:11) —— (はやぶさ4号) —— (7:51) 仙台 駅
 仙台 駅 (8:02) —— (仙台空港アクセス線) —— (8:26) 仙台 空港
 仙台 空港 (9:30) —— (飛行機) —— (10:45) 新千歳 空港
 新千歳 空港 (11:08) —— (JR快速エアポート) —— (11:57) 札幌 駅
 (昼食 (各自適宜))
 札幌 駅 (12:30) —— (タクシー) —— (12:45) 札幌文化芸術劇場

●全国市議会議長会研究フォーラムin札幌1日目 (13:00~16:50)
 場所: 札幌文化芸術劇場hitaru

札幌文化芸術劇場 (17:00) —— (タクシー) —— (17:50) 札幌パークホテル

●意見交換会 (18:00~)
 場所: 札幌パークホテル

《宿泊》 イビスタイルズ札幌 (南8条西3丁目10-10)

【8月28日 (木)】

ホテル (8:15) —— (タクシー) —— (8:30) 札幌文化芸術劇場

全国市議会議長会研究フォーラムin札幌2日目 (9:00~11:00)

《宿泊》 ホテルグレイスリー札幌 (北4条西4-1-8) ☎ 011-251-3211

【8月29日 (金)】

ホテル (8:45) —— (タクシー) —— (9:00) 札幌 駅
 札幌 駅 (9:19) —— (エアポート) —— (10:06) 新千歳 空港
 新千歳 空港 (11:05) —— (飛行機) —— (12:15) 仙台 空港
 仙台 空港 (12:41) —— (仙台空港アクセス線) —— (13:13) 仙台 駅
 (昼食 (各自適宜))
 仙台 駅 (14:15) —— (タクシー) —— (14:30) 東北電力

●東北電力視察
 場所: 仙台市 東北電力ネットワーク 中央給電指令所
 調査事項: 再エネ連系拡大に向けた取り組みおよび電力系統の状況等について

仙台市内 (15:35) —— (タクシー) —— (16:00) 仙台 駅
 仙台 駅 (16:19) —— (はやぶさ27号) —— (16:58) 盛岡 駅

視察等概要書

議員氏名 菊田 隆

会派名	盛友会
実施日	令和7年8月27日(水)
参加者	村田芳三、竹田浩久、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、佐藤明彦、千葉順子、鈴木真吾、山崎智樹、野田尚紀(以上16名)
視察先および調査項目	北海道札幌市 第20回全国市議会議長会研究フォーラム 基調講演
視察の概要および所感	【視察の概要】 基調講演「主権を預かる誇りと責任」 元衆議院議長 伊吹 文明氏 【所感】 “議員は決して経済的に恵まれた立場にはないが、議員としての誇りを持ち、選ばれた地元に対する義務を果たす事が重要”という言葉に自分が議員になった時の原点を思い起こされ、初心に帰って頑張らねばと思わされた。
【添付資料】	参加者により共同作成した報告書

第20回全国市議会議長会研究フォーラム報告書

日 時	令和7年8月27日(水)13:20~14:20
場 所	札幌市中央区南10条西3丁目1番1号 札幌文化芸術劇場 hitaru
視察項目	基調講演「主権を預かる誇りと責任」
講演者	元衆議院議長 伊吹 文明 氏

視察内容	
【講演内容】	<p>「自治」という概念は、権力に対して自分たちの地域や集団が自らの事柄を決定し責任を持つということが基本である。</p> <p>日本の封建時代には、大名という権力者と地域住民との間で年貢の徴収などについて交渉が行われ、これが当時の自治のあり方であった。</p> <p>明治維新後、日本は立憲君主国となり、大日本帝国憲法が公布されたが、この憲法には現在の憲法に書かれているような内閣に関する規定がほとんどなく、主権は天皇にあった。当時の地方自治は内務大臣の下に置かれ、都道府県知事は内務省の官僚が務め、地方議員の役割は監視に限られていた。</p> <p>第二次世界大戦後、日本国憲法の下で主権は国民に移り、国民が選挙によって国会議員や地方自治体の首長、議員を選ぶ制度が確立された。国では国会が国権の最高機関として位置づけられているのに対し、地方自治では二元代表制が採用されている。</p> <p>地方自治における二元代表制の課題として、市長と議会の意見が対立した場合の解決方法が憲法に明記されておらず、地方自治法に委ねられている点である。また、地方自治体の財源問題について、固定資産税や地方住民税だけでは不十分で、国からの交付税や補助金に依存せざるを得ない状況である。特に補助金は多くの場合、都道府県知事に交付され、それが市町村に配分される仕組みになっているため、市町村は国と県の両方に財源を握られながら行政を行わなければならない難しさがある。</p> <p>議員という職業については、実際、財産のない人が議員になることは難しい。議員には退職金がなく、年金も十分でないため、財産がない人が志だけで議員になることが難しい現状である。しかしながら、議員としての誇りを持ち、地域住民から信頼される存在になることが重要である。そして、選ばれた者としての誇りを持ち、選ばれた地元に対する義務を果たすことが重要である。また、二元代表制の中で、住民の意見を市長に伝え、時には全体のバランスを考えて地域住民を説得することも議員の役割である。</p>



視察等概要書

議員氏名 菊田 隆

会派名	盛友会
実施日	令和7年8月27日(水) 15:00~16:50
参加者	村田芳三、竹田浩久、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、佐藤明彦、千葉順子、鈴木真吾、山崎智樹、野田尚紀(以上16名)
視察先および調査項目	北海道札幌市 第20回全国市議会議長会研究フォーラム パネルディスカッション
視察の概要および所感	<p>【視察の概要】</p> <p>パネルディスカッション 「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員の成り手不足問題を考える」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター 辻陽 近畿大学法学部教授 ・パネリスト 長内直也 札幌市議会議長 牧原出 東京大学教授 白石洋一 読売新聞東京本社 政治部次長 山下節子 山口県宇部市議会議長 <p>【所感】盛岡市は前回選挙も38議席に対し50人が立候補という状態なので、“なり手不足”問題はピンとこなかった。</p>
【添付資料】	参加者により共同作成した報告書

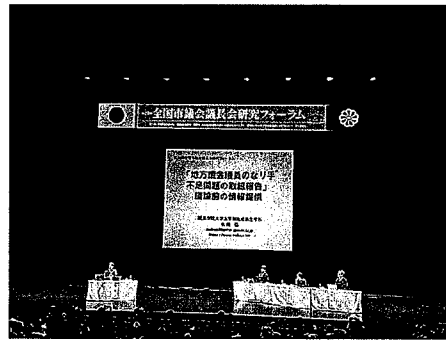
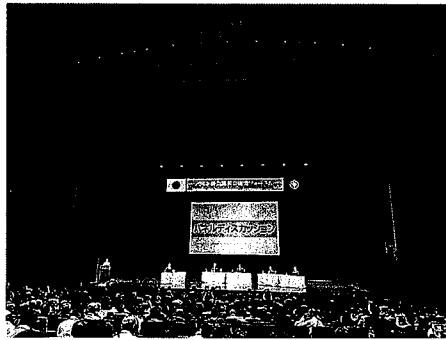
盛友会 会派視察(令和7年8月27日(水)～29日(金))

日 時	令和7年8月27日(水) 15:00～16:50
場 所	北海道札幌市 札幌文化芸術劇場 hitaru
視察項目	パネルディスカッション 「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員の成り手不足問題を考える」

視察内容	
【主な内容】	<p>近年の地方議会において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員のなり手不足。 ・無投票当選の増加 ・若者女性の政治参画の少なさ <p>といった課題が深刻化しており、多様な人材が議会に参加するための制度・環境整備を議論することが目的とされた。</p> <p>◆ 登壇者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター 辻陽 近畿大学法学部教授 ・パネリスト 長内直也 札幌市議会議長 牧原出 東京大学教授 白石洋一 読売新聞東京本社 政治部次長 山下節子 山口県宇部市議会議長 <p>○ 主な議論内容</p> <p>① 地方議会議員の「なり手不足」の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方議会が無投票当選の増加 ・若年層、女性の立候補が少ない ・地方では候補者が集まらない自治体もある。 <p>背景；活動負担、報酬問題、仕事と両立の難しさ、などが指摘された。</p> <p>② 多様な人材が議会に参画するための制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の働き方改革 ・子育て、仕事との両立できる制度 ・女性若者の政治参加の促進 ・兼業、副業を含めた議員活動のあり方 <p>③ 議会の役割の再定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の民主主義の基盤 ・市民の声を政策に反映する役割 ・行政監視と政策提案 <p>といった、議会の本質的役割を社会に伝える必要性も指摘された。</p>
【まとめ】	

④ 議論のキーワード

- ・ 議会の魅力と役割の発信が重要なのではないか



視 察 等 概 要 書

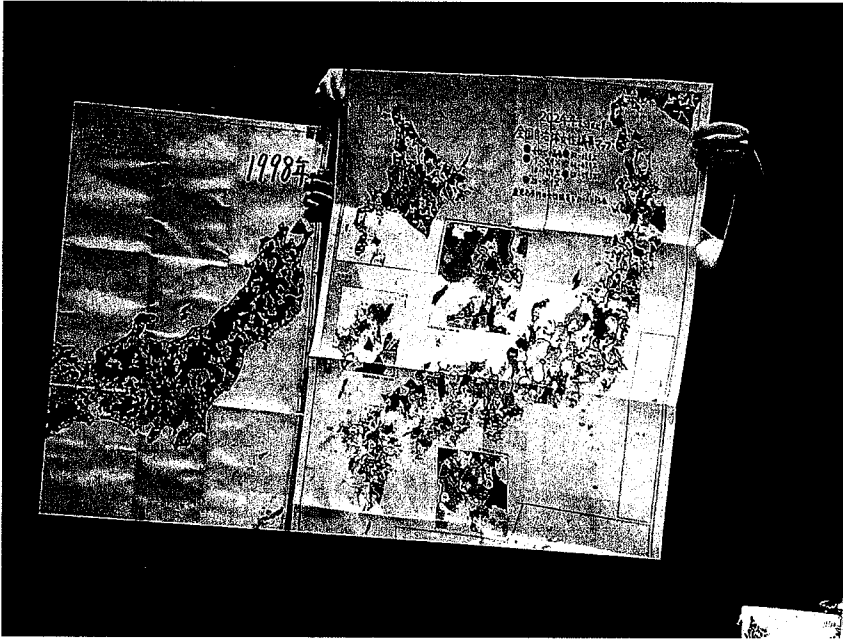
議員氏名 菊田 隆

会派名	盛友会
実施日	令和7年8月28日(木)
参加者	村田芳三、竹田浩久、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、佐藤明彦、千葉順子、鈴木真吾、山崎智樹、野田尚紀(以上16名)
視察先および調査項目	北海道札幌市 第20回全国市議会議長会研究フォーラム 課題討議
視察の概要および所感	<p>【視察の概要】</p> <p>課題討議「地方議会議員のなり手不足問題の取組報告」 ○コーディネーター 牧瀬 稔氏 「関東学院大学法学部地方創生学科教授」</p> <p>○事例報告者 今井 康善氏 「長野県岡谷市議会前議長」 平神 純子氏 「鹿児島県南さつま市議会議員」 中野 進氏 「石川県白山市議会議長」</p> <p>【所感】盛岡市の状況とは少し乖離しており、直接の課題としては捉えがたかった。</p>
【添付資料】	参加者により共同作成した報告書

盛友会 会派視察(令和 7 年 8 月 27 日(水)～29 日(金))

日 時	令和 7 年 8 月 28 日 (木) 9:00～11:00
場 所	北海道札幌市 札幌文化芸術劇場 hitaru
視察項目	課題討議 「地方議会議員のなり手不足問題の取組報告」

視察内容	
【主な内容】	<p>○ 投票率の低下や無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化。</p> <p>○ 若者や女性、会社員など、多様な人材の地方議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の喫緊課題。</p> <p>○ 今後は、議会に対する関心を高め、多様な人材の地方議会への参画促進に地方議会がより積極的に取り組む必要がある。</p> <p>◎ 議論の視点</p> <p>◇諦観的ななり手不足（議員に関心があっても諦めている状態がある。）</p> <p>◇必然的ななり手不足（議員はコスパが悪い）</p> <p>1 岡谷市 全国唯一の定数割れから、議会改革に挑戦</p> <p>① 議会情報のオープン化（広報強化）、②住民の議会への参加（傍聴キャンペーン）、③議会機能の強（マニフェストスイッチに挑戦）、④議員の「なり手不足」対策（シンポジウムの開催）</p> <p>2 南さつま市 鹿児島県内の女性議員を 100 人にする会を発足し、女性ゼロ議会を無くす取組を実践。1996 年発足、男女共同政治参画セミナーを年 7 回程度開催、毎年、数回の出前セミナーや講演活動を実施し、2025 年 100 人達成！</p> <p>3 白山市 未来へつなぐ議員の在り方検証委員会を設置</p> <p>① 議員の立候補環境整備、②女性をはじめとする多様な層の議会参画、② 議員報酬・政務活動費</p>
【まとめ】	<p>どの自治体も、市民向けの情報発信及び議員の環境整備の両面で、議会改革を進めている状況。</p> <p>今後も人口減少が全国的に進む中で、議会の定数等の見直しも継続的に行われていくことが想定されるが、そもそも、議会の設置の本旨を踏まえながら、議会改革は恒久的に検討し、市民理解を得ながら議会運営を行っていくことが求められる。</p>



視 察 等 概 要 書

議員氏名

菊田 隆

<p>会派名</p>	<p>盛友会</p>
<p>実 施 日</p>	<p>令和7年8月29日(金)</p>
<p>参 加 者</p>	<p>村田芳三、竹田浩久、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、千葉伸行、櫻裕子、工藤健一、浅沼克人、田山俊悦、小笠原秀夫、佐藤明彦、千葉順子、鈴木真吾、山崎智樹、野田尚紀(以上16名)</p>
<p>視察先および 調査項目</p>	<p>宮城県仙台市 東北電力ネットワーク 中央給電指令所 「再エネ連系拡大に向けた取り組みおよび電力系統の状況等について」</p>
<p>視察の概要 および所感</p>	<p>【視察の概要】 セキュリティのため通常は見学できない東北電力ネットワークの中央給電指令所の視察をお許しいただき、ガラス越しに施設を見ながら、電力供給の仕組みやその運用、再生可能エネルギーへの対応などについて、詳細な説明をいただいた。</p> <p>○ご対応者 東北電力ネットワーク 中央給電指令所 副調査役 新田浩基氏 同 専門役 石原 徹氏</p> <p>【所感】 エネルギー問題は非常に重要である。 この施設の調査は2回目となるが、改めて東北電力の日々の真摯な取り組みに頭が下がる思いがした。</p>
<p>【添付資料】 参加者により共同作成した報告書</p>	

盛友会会派視察(東北電力ネットワーク)

日 時	令和7年8月29日(金) 14:30~15:30
場 所	東北電力ネットワーク 中央給電指令所
視察項目	再エネ連系拡大に向けた取り組みおよび電力系統の状況等について
先方対応者	東北電力ネットワーク 中央給電指令所 副調査役 新田浩基氏 同 専門役 石原 徹氏

視察内容	
【主な内容】	<p>1. 組織の役割と電力供給の仕組み</p> <p>2020年4月の電気事業法改正に伴い、発電・小売部門と送電線や変電所などの設備を管理するネットワーク部門が分離された。東北電力ネットワークは、公平・中立な立場で電力ネットワークを運用しており、自社の発電所も他の新電力の発電所と同じ扱いで運用されている。中央給電指令所は、東北6県と新潟県へ電気を届けるコントロールセンターであり、品質の良い電気(周波数・電圧が一定、無停電)を届けるための司令塔として、24時間365日体制で「需要(電気の使用量)」と「供給(発電量)」のバランスを監視・調整している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給運用業務・・・需要と供給のバランス予測と発電 ・系統運用業務・・・発電所、変電所、送電線 <p>2. 供給エリアと膨大な設備</p> <p>東北電力ネットワークの供給エリアは、日本の総面積の約20%を占める。一方で人口比率は全国の約9%であるため、電気が使われる場所が点在しており、非常に長い送配電線が必要となる。総電線の総延長は約15,000kmに及び、これは日本列島の長さの約5倍に相当する。また、北は北海道から南は九州まで電力網は繋がっており、周波数の異なる西日本(60Hz)とも直流変換設備を介して電力をやり取りしている。</p> <p>3. 電気の品質維持(受給運用)</p> <p>電気は大量に貯めておくことができないため、使用量と発電量を常に一致させる必要がある。電気の使用量は気温の影響を強く受ける。真夏に気温が1度上がると、約35万~40万kW(発電所約1基分)の使用量が増加する。また「周波数が一定であること(東日本は50Hz)」、「電圧が一定であること(100V/200V)」、「停電させないこと」が電気の質として重要である。これらが乱れると、工場の精密機械の故障や家電の不具合を招くため、コンピュータと人の手による微調整が行われている。</p> <p>4. 系統運用と監視体制</p> <p>発電所、変電所、送電線の稼働状況を24時間体制で常に監視し、設備の点検時や自然災害による停電時には、別の送電線へ切り替えるなどの操作を遠隔で行っている。4人1組のチームが5交代制で勤務しており、日</p>

勤者も含め合計約 50 名で業務にあたっている。司令室には 70 インチのディスプレイ 20 台が設置されており、東北の地図を 90 度傾けた図（青森が上、新潟・福島が下）で電力の流れや遮断器の状態を可視化している。

5. 再生可能エネルギーと出力抑制

東北エリアは再生可能エネルギーが非常に豊富な地域で、風力発電の導入量は全国の 37% を占め日本一である。

- ・風力 37%・・・東北北部の日本海側は発電に適した風
- ・太陽光 12%・・・東北南部の太平洋岸は発電効率がいい

いっぽうで太陽光や風力は天候で発電量が大きく変動するため、需要の少ない春や秋に発電が過剰になると、電力のバランス（天秤）が崩れ、大規模停電（ブラックアウト）を招く恐れがある。バランスが崩れそうな場合は、以下の順序の優先給電ルールで対応する。

1. 火力発電の抑制、揚水発電での蓄電。
2. 他エリア（東京など）への送電。
3. バイオマス発電の抑制。
4. それでも余る場合に、太陽光・風力の出力を一時的に抑制。

なお、出力抑制の回数は年々増加しており、2025 年度（説明時点まで）は既に 51 回実施した。これは再生可能エネルギーの導入拡大や、雪解け水による水力発電の増加などが要因として挙げられる。また、一時的な抑制はあっても、年間を通せば再生可能エネルギーの利用量は増えており、安定供給との両立を図っている。



政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 8. 12	9,000 円	全国市議会議長会研究フォーラム参加費	
R7. 8. 15	7,000 円	市政調査会臨時研修会参加費	
R7. 9. 30	10,355 円	日台交流サミット宿泊費 (11/4)	
R7. 10. 16	6,000 円	市政調査会臨時研修会参加費	
R7. 10. 21	19,980 円	日台交流サミット交通費 (11/4)	
R7. 11. 4	14,000 円	日台交流サミット参加費	
R7. 11. 4	2,700 円	日台交流サミット交通費	
R8. 1. 16	7,000 円	令和7年度市政調査会拠出金	
R8. 3. 16	2,500 円	市政調査会臨時研修会参加費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	78,535 円		

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費 <input checked="" type="checkbox"/>	支出日	R7. 8. 12 <input checked="" type="checkbox"/>
------	---	-----	---

支出証拠書類の額面金額	9,000 <input checked="" type="checkbox"/>	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	9,000 <input checked="" type="checkbox"/>	円

【支払概要】
全国市議会議長会研究フォーラムin札幌 参加費 (8/27、8/28)

領収書等添付欄 別紙に添付

の
り
し
る

第20回全国市議会議長会研究フォーラム in 札幌

令和7年8月12日

菊田 隆 様

参加費領収書

東京都千代田区平河町2-4-2

第20回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

委員長 丸子 善弘

金 9,000 円 (不課税・消費税対象外)

第20回全国市議会議長会研究フォーラム in 札幌の参加費として

令和7年8月27日・28日開催 (札幌市)

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7.8.15
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	7,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	7,000	円

【支払概要】
令和7年度市政調査会臨時研修会参加費

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 書

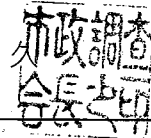
菊 田 隆 様

—金 7,000 円 也

令和7年度市政調査会臨時研修会 (ファシリテーション研修) 参加費として、上記のとおり受領しました。

令和7年8月15日

盛岡市市政調査会 会長 竹 田 浩



政務活動費支払伝票

使途項目	研修費 ✓ /	支出日	R7.9.30 ✓ /
------	---------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	10,355 - ✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	10,355 ✓ /	円

<p>【支払概要】</p> <p>「第 11 回日台交流サミット IZA 鎌倉」宿泊費 ✓</p>

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付 ✓
---------	---

の
り
し
ろ

領収書

再発行(3)

発行: No.2512983344

表示日: 2025年11月6日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名

菊田 隆 様

金額

10%対象

¥10,355-(税込・サ込)内消費税額 ¥941

※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号

04M1EJLN

ご利用施設

グランドセントラルホテル
(じゃらんnet)

宿泊日

2025年11月4日より 1泊

決済日

2025年9月30日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2 Grantウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご利用明細書

発行: No.2512983344

表示日: 2025年11月6日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年11月4日(火)	04M1EJLN	グランドセントラルホテル	1	1	1

宿泊代表者氏名

菊田 隆 様


政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7.10.16
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	6,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	6,000	円

【支払概要】
令和7年度市政調査会臨時研修会参加費として

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書	
菊 田 隆 様	
—金 6,000 円 也	
令和7年度市政調査会臨時研修会（盛岡市・宮古市議会議員交流会）研修 会参加費として、上記のとおり受領しました。	
令和7年10月16日	
盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政	

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7.10.21
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	27,540	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	19,980	円

【支払概要】

- ・「第11回日台交流サミットIZA鎌倉」交通費
- ・新幹線往復 (盛岡駅⇄東京駅) ※グリーン車分7,560円を除く。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書

Recipient: 菊田隆 様

Receipt Date: 2025.10.21

Registered Number: T9011001029597

Amount: ¥27,540 (Tax 10%)

(クレジット扱い)

購入商品: JR乗車券類 (00427 4枚)

東日本旅客鉄道株式会社

盛岡駅北VFO1発行 10428-01

納税済 印紙税申告済 付につき渋谷税務署承認済

ろ

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7.11.4
支出証拠書類の額面金額		14,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		14,000	円
【支払概要】 「第11回日台交流サミット IZA鎌倉」参加費として			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

領 収 証

No. _____

令和7年11月4日

菊 田 隆 様

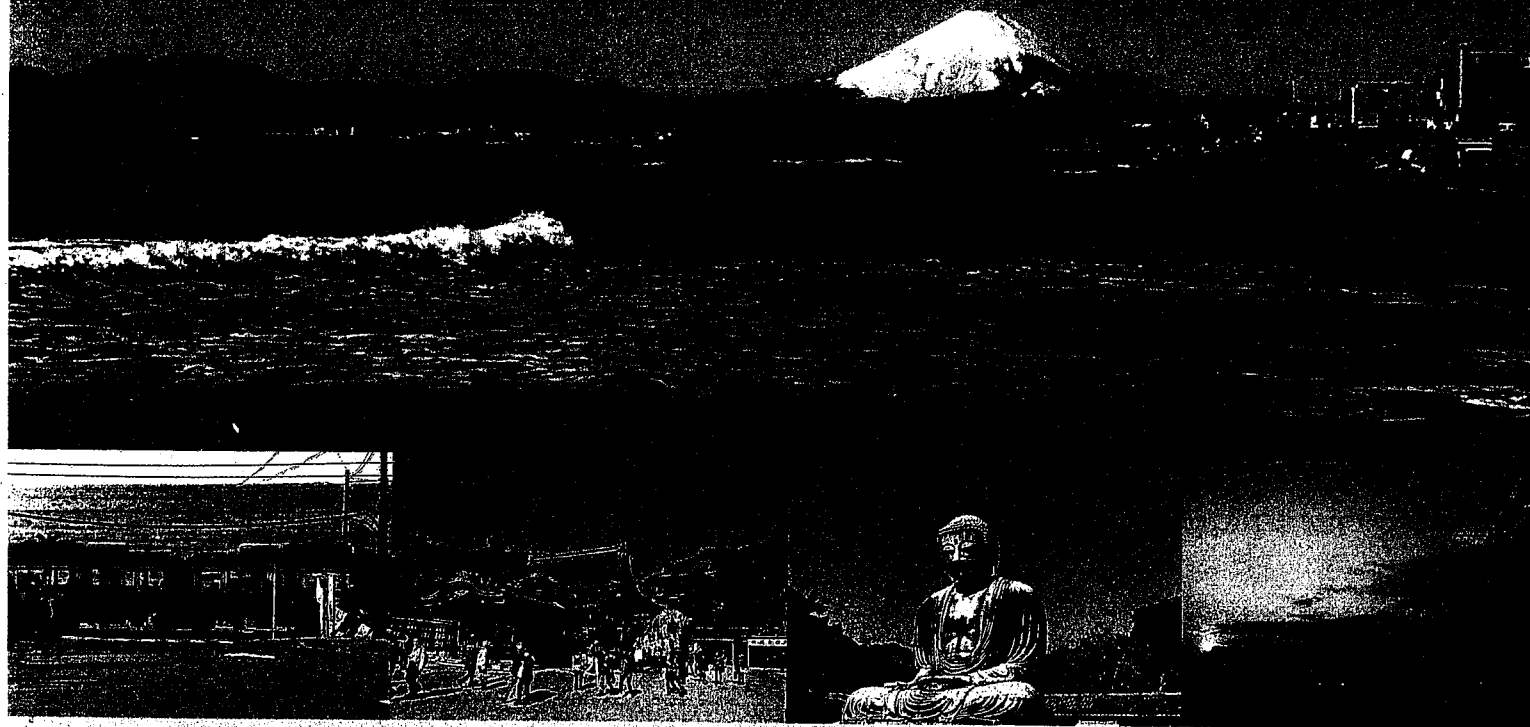
¥14,000-

但し 第11回日台交流サミット「IZA(いざ)鎌倉」
式典・サミット参加費として
上記の金額正に受領致しました

全国日台国際交流大会
第11回日台交流サミット IZA 鎌倉実行委
委員長 松田 良明

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 (神奈川県)

全国日台国際交流大会 第11回日台交流サミット 『IZA(いざ)鎌倉』



第11回目を迎える「日台交流サミット」が鎌倉市において開催されますことは、誠に光栄であります。鎌倉市をはじめ日本国内の各都市と、台湾各都市との友好の絆がより一層強く結ばれること、そしてこの友好関係が未来へ永遠に続くことを期待しております。皆さま方のご参加を心よりお待ちしております。

日台交流サミット IZA 鎌倉 実行委員会

【開催日時】 2025年11月4日(火) 15:00~20:00

- 式典・サミット 15:00~17:30 (受付 14:00~)
- 歓迎交流会 18:00~20:00

※エクスカーションは、11月5日(水)に実施致します。(詳細は裏面をご確認ください)

- ①先端医療コース (湘南鎌倉病院視察)
- ②ヘルスイノベーションコース (湘南アイパーク視察)
- ③歩いてめぐる歴史文化コースA (徒歩コース)
- ④歩いてめぐる歴史文化コースB (徒歩コース)
- ⑤鎌倉市の観光政策について
- ⑥~⑨鎌倉彫り体験コース

【開催会場】 鎌倉プリンスホテル バンケットホール「七里ヶ浜」

(住所) 神奈川県鎌倉市七里ヶ浜東1-2-18 (電話) 0467-32-1111

(アクセス) 江ノ島電鉄「七里ヶ浜駅」東側出口より徒歩約8分 (無料シャトルバスで約5分)

事務局：日台交流サミット IZA 鎌倉実行委員会

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県議会日華親善議員連盟

11/4
(火)

式典・サミット／ 歓迎交流会のご案内

※参加費：お一人様 30,000円
(定員 400名様)
※飲食代を含みます。

第1部：式典・サミット スケジュール

14:00～ 受付開始
15:00～ 開会宣言
15:30～ 基調講演
17:00～ 協議会報告
17:30 サミット閉会

第2部：歓迎交流会 スケジュール

18:00～ 開会 歓迎アトラクション
歓迎挨拶
来賓挨拶
18:30～ 乾杯
18:35～ 歓談
20:00 閉会

※諸事情により行程・時間を変更することがございます

11/5
(水)

エクスカージョン (鎌倉市内視察)のご案内

※各コースの視察内容・参加費はコースごとのご案内を確認してください。
※受入れ先の事情などにより、視察先・内容が変更となる場合がございます。

①先端医療コース(湘南鎌倉病院視察) ※昼食付き

・集合時間/集合場所 09:30 鎌倉市役所
・解散時間/解散場所 12:30頃 大船駅
・参加費 5,000円 (定員 30名様)

②ヘルスイノベーションコース(湘南アイパーク視察) ※昼食付き

・集合時間/集合場所 09:30 鎌倉市役所
・解散時間/解散場所 12:30頃 大船駅
・参加費 5,000円 (定員 40名様)

③歩いてめぐる歴史文化コースA(徒歩コース) ※昼食付き

(歴史文化交流館/鏡木記念館/川喜多映画記念館/鎌倉国宝館/八幡宮)

・集合時間/集合場所 09:30 鎌倉市役所
・解散時間/解散場所 13:00頃 鶴岡八幡宮 (鎌倉駅近く)
・参加費 5,000円 (定員 80名様)

④歩いてめぐる歴史文化コースB(徒歩コース) ※昼食付き

(歴史文化交流館/鏡木記念館/川喜多映画記念館/鎌倉国宝館/八幡宮)

・集合時間/集合場所 10:00 鎌倉市役所
・解散時間/解散場所 13:30頃 鶴岡八幡宮 (鎌倉駅近く)
・参加費 5,000円 (定員 80名様)

⑤鎌倉市の観光政策について ※食事なし

(日本遺産、オーパツーリズムに対する取り組みなど)

・集合時間/集合場所 10:00 鎌倉市役所
・解散時間/解散場所 11:30頃 鎌倉市役所
・参加費 無料 (定員 80名様)

⑥～⑨鎌倉彫り体験コース ※食事なし

・集合時間/集合場所 09:30 鎌倉市役所
・解散時間/解散場所 12:00頃 鎌倉彫会館 (鎌倉駅近く)
・参加費 9,500～18,000円 (別途送料がかかります) (定員 50名様)
※当日、体験会場でのお支払いとなります。
※体験内容により費用が異なります。(申込ツアー番号も異なります。)
※体験内容の詳細は、鎌倉彫資料館ホームページをご確認ください。

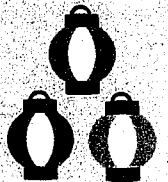
11/3
(月・祝)

※前日イベントのご紹介

2025 大船夜市 (10:00～21:00)

(サミット前夜のイベントです) ※申込不要

会場:大船駅東口 芸術館通り(台湾の関係者も出店予定)



参加申込み(参加登録)・エクスカージョン申込について

※登録システム(AMARYS)よりお申込みをお願いします。
(右記二次元コード又は、URLよりアクセスしてください。)

URLはこちら → <https://amarys-jtb.jp/izakamakura/>



※下記事項をご一読のうえお申込をお願いします。

- ・登録システム(AMARYS)は、8月上旬にシステムオープン予定となります。
- ・宿泊手配に関しては、基本的にご自身で手配をお願い致します。
※会場の立地上、徒歩圏内に他ホテルが無く、エリア的に道路が狭くシャトルバスの運行が難しいためです。
※ただし、例外として11/4(火)宿泊「鎌倉プリンスホテル」の一部のお部屋を登録システム(AMARYS)で販売致します。
先着順での受付となりますので、ご希望の方は早めにお申込みをお願いします。
- ・エクスカージョンは、事前申込必須となります。
- ・エクスカージョンの出発地点は、鎌倉市役所となります。
- ・エクスカージョンご参加でホテルを手配をされる方は、鎌倉駅または大船駅周辺のホテルの手配をお勧め致します。
- ・登録方法、規定などは、登録システム(AMARYS)にてご確認をお願いします。

【サミットに関するお問い合わせ先】

e-mail: joyfesto@gmail.com (西田)

【登録システムに関するお問い合わせ先】

(株)JTB ビジネストラנסフォーム 東日本ビジネスサポート

TEL: 03-5949-1339 e-mail: iza-kamakura@jbx.jtb.jp

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費 ✓	支出日	R7.11.4 ✓
支出証拠書類の額面金額	2,700 ✓ 円		
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額	2,700 ✓ 円		
<p>【支払概要】</p> <p>「第11回日台交流サミットIZA鎌倉」交通費 ✓</p> <p>・タクシー (会場→鎌倉駅) ✓</p>			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.9821

日付 '25年11月04日 ✓

車番 4115 800

基本運賃 ¥2200円

迎車料金 ¥500円

合計 ¥2700円 ✓

上記の通り領収致しました
御乗車有難うございました

消費税率 10%

グリーンハイヤー株式会社

登録番号
T7-0210-0100-9039

タクシーのご用命は
0467-31-0101

お問い合わせは
0467-31-0606


政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R8.1.16
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	7,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	7,000	円

【支払概要】
令和7年度市政調査会拠出金

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 書
菊田 隆 様
一金 7,000円 也
令和7年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。
令和8年1月16日
盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸


政務活動費支払伝票

使途項目	研修費 ✓	支出日	R8. 3. 16 ✓
------	-------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	2,500 ✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	2,500 ✓	円

【支払概要】

令和7年度市政調査会臨時研修会参加費 ✓

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

菊 田 隆 様 ✓

—金 2,500円 也 ✓

令和7年度市政調査会臨時研修会 (令和8年3月27日開催) 参加費として、上記のとおり受領しました。

令和8年3月16日 ✓

盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸



様式第6号

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費		
支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 4. 25	25,000 円	事務所費 (4月分)	月額115,000円
R7. 5. 23	25,000 円	事務所費 (5月分)	
R7. 6. 25	25,000 円	事務所費 (6月分)	
R7. 7. 25	25,000 円	事務所費 (7月分)	
R7. 8. 25	25,000 円	事務所費 (8月分)	
R7. 9. 25	25,000 円	事務所費 (9月分)	
R7. 10. 24	25,000 円	事務所費 (10月分)	
R7. 11. 25	25,000 円	事務所費 (11月分)	
R7. 12. 25	25,000 円	事務所費 (12月分)	
R8. 1. 23	25,000 円	事務所費 (1月分)	
R8. 2. 25	25,000 円	事務所費 (2月分)	
R8. 3. 25	25,000 円	事務所費 (3月分)	
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	300,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 ✓	支出日	R7. 4. 25 ✓
------	--------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 ✓ / 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	25,000 ✓ / 円

【支払概要】

事務所費家賃 4月分 ✓
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

のりしろ

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
		岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-72	07-04-25	
銀行番号	取引店	口座番号	
取扱番号	お取引金額		硬貨合計
8665	万円	五千円	千円
お取引時刻	お取引金額		手数料
13:25	¥115,000		¥330
お取引後残高			釣銭
振込受付書			
依頼人 キクタ タカシ ✓			
連絡先			
受付番号 0000000000000099			

▼裏面の説明をご覧ください。

様
様

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 / /	支出日	R7.5.23 / /
------	----------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 / /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 / /	円

【支払概要】

事務所費家賃 5月分 / /
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

の
り
し
ろ

いわぎん いつも(いわぎん)をご利用いただき
ありがとうございます。
 キャッシュサービス
 ご利用明細票 **岩手銀行**

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	070-74	07-05-23
銀行番号	取引店	口座番号

取扱番号	お取扱金額		硬貨合計
8850	万円	千円	
お取引時刻	お取引金額	手数料	
18:17	¥115,000	¥330	
お取引後残高		約 銭	

振込受付書

依頼人 キクタ タカシ / /

連絡先 [Redacted]

受付番号0000000000000085

様
様

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 / /	支出日	R7.6.25 / /
------	----------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 / /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 / /	円

【支払概要】
 事務所費家賃 6月分 / /
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

のりしろ

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
		 岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-71	07-06-25	
銀行番号	取引店		
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計	
6975	万円 千円 円		
お取引時刻	お取引金額	手数料	
14:35	¥115,000	¥330	
お取引後残高		釣銭	
振込受付書			
[Redacted]			
依頼人	キクタ タカシ /	様	
連絡先	[Redacted]	様	
受付番号	0000000000000119		
▼裏面の説明をご覧ください。			

政務活動費支払伝票


使途項目	事務所費 ✓ /	支出日	R7.7.25 ✓ /
------	----------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 ✓ /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 ✓ /	円

【支払概要】
 事務所費家賃 7月分
 契約書の写しとおおり

領収書等添付欄 別紙に添付

のりしろ

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
		 岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-72	07-07-25	
銀行番号	取引店	口座番号	
取扱番号	お取扱金額		硬貨合計
6995	万円	五千円	千円
お取引時刻	お取引金額		手数料
11:10	¥115,000		¥330
お取引後残高			約 銭
振込受付書			
依頼人	キクヲ タカシ ✓ /		
連絡先			
受付番号	0000000000000043		

▼裏面の説明をご覧ください。

様
様

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 ✓	支出日	R7.8.25 ✓
------	--------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	115,000 ✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 ✓	円

【支払概要】

事務所費家賃 8月分 ✓
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

のりしろ

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
		岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-72	07-08-25	
銀行番号	取引店	口座番号	口座名義
お取扱番号	お取扱金額		硬貨合計
9498	万円	五千円	千円
お取引時刻	お取引金額	手数料	
11:00	¥115,000	¥330	
		釣 銭	
振込受付書			
依頼人 キタ タカノ ✓			
連絡先			
受付番号 0000000000000054			
▼裏面の説明をご覧ください。			

様
様

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 / /	支出日	R7. 9. 25 / /
------	----------	-----	---------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 / /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 / /	円

【支払概要】

事務所費家賃 9月分 / /
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

の
り
し
ろ

いわぎん いつも(いわぎん)をご利用いただき
ありがとうございます。
 キャッシュサービス
 ご利用明細票



お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-71	07-09-25
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金種	硬貨合計
4909	万円 五千円 千円	
お取引時刻	お取引金額	手数料
10:54	¥115,000	¥330
お取引後残高	約 銭	

振込受付書

依頼人 キクタ タカシ / /

連絡先 [Redacted]

受付番号 0000000000000041

様
様

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 ✓ /	支出日	R7.10.24 ✓ /
------	----------	-----	--------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 ✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 ✓	円

【支払概要】

事務所費家賃 10月分 ✓
 契約書の写しとおおり

領収書等添付欄

別紙に添付

の
り
し
ろ

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。		岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日			
お振込	081-71	07-10-24			
銀行番号	取引店	口座番号			
取扱番号	お取扱金額		硬貨合計		
7655	万円	五千円	千円		
お取引時刻	お取引金額		手数料		
10:19	¥115,000		¥330		
お取引後残高			釣銭		
振込受付書					
[Redacted]					
依頼人 キクヲ タカシ ✓					様
連絡先 [Redacted]					様
受付番号0000000000000019					
▼裏面の説明をご覧ください。					

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 / /	支出日	R7. 11. 25 / /
------	----------	-----	----------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 / /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 / /	円

【支払概要】
 事務所費家賃 11月分
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

のりしろ

いわぎん いつも(いわぎん)をご利用いただきありがとうございます。
 キャッシュサービス
 ご利用明細票

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-72	07-11-25
銀行番号	取引店	口座番号
取振番号	お取扱金額	硬貨合計
7397	万円 千円 円	
お取引時刻	お取引金額	手数料
13:19	¥115,000	¥330
お取引後残高	釣銭	

振込受付書

依頼人 キクヲ カシ /

連絡先 [Redacted]

受付番号000000000000108

▼裏面の説明をご覧ください。

様
様

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 //	支出日	R7. 12. 25 //
------	---------	-----	---------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 //	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 //	円

<p>【支払概要】</p> <p>事務所費家賃 12月分 契約書の写しとおり</p>
--

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

のりしろ

いわぎん いつも(いわぎん)をご利用いただきありがとうございます。
キャッシュサービス
ご利用明細票

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-73	07-12-25
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金種	硬貨合計
2596	万円 五千円 千円	
お取引時刻	お取引金額	手数料
10:14	¥115,000	¥330
お取引後残高		釣銭

振込受付書

依頼人 キクタ タカシ

連絡先

受付番号0000000000000030

▼裏面の説明をご覧ください。

様
様

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 ✓✓	支出日	R8. 1. 23 ✓✓
------	---------	-----	--------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 ✓✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 ✓✓	円

<p>【支払概要】 ✓✓</p> <p>事務所費家賃 1月分</p> <p>契約書の写しとおり</p>

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

のりしろ

いわぎん
キャッシュサービス
ご利用明細票

いつも(いわぎん)をご利用いただき
ありがとうございます。

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-72	08-01-23
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金額	
2676	万円 五千円 千円	
お取引時刻	お取引金額	手数料
14:42	¥115,000	¥330
お取引後残高		釣銭
振込受付票		
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>		
依頼人	キクタ タカシ ✓	様
連絡先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	様
受付番号0000000000000067		

▼裏面の説明をご覧ください。

✓✓

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R8. 2. 25
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】
事務所費家賃 2月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

いわぎん
キャッシュサービス
ご利用明細票

いつも(いわぎん)をご利用いただき
ありがとうございます。

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-71	08-02-25
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計
8661	万円 五千円 円	
お取引時刻	お取引金額	手数料
14:54	¥115,000	¥330
お取引後残高	約 銭	

振込受付書

依頼人 キクダ タカシ 様

連絡先 XXXXXXXXXX 様

受付番号 0000000000000104

▼裏面の説明をご覧ください。

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R8.3.25
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率。(※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所費家賃 3月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん
キャッシュサービス
ご利用明細票

いつも(いわぎん)をご利用いただき
ありがとうございます。

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-72	08-03-25

取扱番号	お取引金額			使済合計
7723	万円	五千円	千円	
お取引時刻	お取引金額		手数料	
14:19	¥115,000		¥330	
お取引後残高			釣 銭	

振込受付書

依頼人 キタノ タカシ 様

連絡先 [Redacted] 様

受付番号 0000000000000096

▼裏面の説明をご覧ください。

建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX 賃借人 菊田隆事務所 との間に、次の通り建物賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 津志田町二丁目 107-6

// 107-14

軽量鉄骨造 葺 平屋 建 1 棟

床面積 1 階 55.89 平方メートル

第2条 賃貸借の期間は2016年4月1日から2018年3月31日までの2年間とします。ただし、2か月前までにどちらかの解約意思表示がなければ自動更新とします。

第3条 賃料は1か月金115,000円也とし、賃借人は毎月末日までに賃貸人の指定口座に振り込むこととします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第4条 賃貸人は敷金として金115,000円也を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、建物を市議会議員事務所に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸の書面による承諾を受けなければなりません。

- 1、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
- 2、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

第7条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 1、2か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
- 2、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 3、その他本契約に違反したとき。

第8条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

第9条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。

第10条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第11条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第12条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第13条 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部収去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを現状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第14条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の責務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第15条 この契約に関する紛争については、賃貸人の住居地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第16条 (特約事項)

振込

上記の通り契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持します。

2023年3月1日

賃貸人 現住所
氏名

賃借人 現住所 盛岡市津志田南1丁目9-8
氏名 菊田 隆

連帯保証人 現住所
氏名



印